

カトリック仁川教会慶弔金規程

第1条（目的）

この規程は、カトリック仁川教会（以下仁川教会と云う）が関係者および関係団体に対し贈呈する慶弔金の取り扱いについて定める。

第2条（慶弔事の対象者）

この規程の対象となる個人及び団体は次の通りとする。

1.個人

- ① コンベンツアル聖フランシスコ修道会司祭、助祭、修道士、神学生
- ② 大阪大司教区に所属する司祭
- ③ 仁川教会司祭がミサ典礼等に携わる近隣女子修道会に所属する修道女、修練者、志願者等

2.団体

- ① コンベンツアル聖フランシスコ修道会本部及び傘下の各教会、修道院、神学院、学校、福祉施設等
- ② 大阪大司教区に属する各教会
- ③ 仁川教会司祭がミサ典礼等に携わる近隣女子修道会

第3条（慶弔事由）

この規程により慶弔金を贈呈する慶弔事由は、次の通りとする。

1.個人

- ① 助祭叙階
- ② 司祭叙階
- ③ 司祭叙階後の初ミサ
- ④ 霊名の祝日
- ⑤ 司祭叙階 25 周年（銀祝）
- ⑥ 司祭叙階 50 周年（金祝）
- ⑦ 転出異動
- ⑧ 昇階、昇任
- ⑨ 誓願
- ⑩ 帰天

2.団体

- ① 献堂式
- ② 竣工式

- ③ 教会献堂周年式
- ④ 修道会創立周年式
- ⑤ 学校・園等創立周年式

第4条（慶弔金額）

慶弔金の額は別表に定める通りとする。

第5条（評議会の決議）

慶弔金の額が5万円を越える事案のときは、評議会の承認を得なければならない。

第6条（名義）

5万円を越える慶弔金は、原則として主任司祭名義で贈呈するものとする。

第7条（基準外対応）

この規程に定めのない場合、又はこの規程の別表に依らない方が適切であると判断される場合は評議会の議を経て主任司祭の決するところによる。

第8条（初ミサ献金）

この規程第3条第1項第3号に云う初ミサの当日、堂内の初ミサ献金箱に信徒から寄せられた献金と別表のお祝いのお祝い合計額の中から、新司祭の希望により、カリス、祭服等を購入してお渡しすることが出来る。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、評議会の議を経て主任司祭の承認により発効する。

施行 2006年3月5日

改訂 2010年4月1日（2020年3月7日評議会で承認）

2020年9月6日 評議会で承認